別記第七十九号の三様式を次のように改める。

別記第七十九号の三様式（第五十八条の五関係）

番　　号	
年　月　日	

日本国政府法務省

口頭意見陳述不実施通知書

殿

年　　月　　日付け　　からの
に対する審査請求について、出入国管理及び難民認定法第61条の２の９第６項の規定により読み替えて適用される行政不服審査法第31条第１項ただし書の規定に基づき、下記の理由により、口頭意見陳述を実施しないこととしたので、通知します。

理　由

□　（　　）により意見を述べる機会を与えることが困難と認められる

□　申述書に記載された事実その他の申立人の主張に係る事実が真実であっても、何らの難民又は補完的保護対象者となる事由を包含していない

□　その他（　　）

難民審査参与員

（注）用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令による改正前の出入国管理及び難民認定法施行規則に規定する別記第二十六号の二様式、別記第七十四号様式、別記第七十四号の二様式、別記第七十六号の六様式、別記第七十八号様式及び別記第七十八号の二様式の書面は、この省令の施行後においても、当分の間、それぞれこの省令による改正後の出入国管理及び難民認定法施行規則に規定する別記第二十六号の二様式、別記第七十四号様式及び別記第七十四号の二様式（いずれも出入国管理及び難民認定法第六十一条の二第一項の申請に用いる場合に限る。）、別記第七十六号の六様式、別記第七十八号様式並びに別記第七十八号の二様式の書面とみなす。

○法務省令第四十号

法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）及び法務省組織令（平成十二年政令第二百四十八号）を実施するため、法務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十一月六日　　法務大臣　小泉　龍司

法務省組織規則（平成十三年法務省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（難民認定室）	（難民認定室）
第二十九条　［略］	**第二十九条**　［同上］
２　難民認定室は、次に掲げる事務をつかさどる。	２　難民認定室は、次に掲げる事務をつかさどる。
［一～三　略］	［一～三　同上］
四　難民の認定及び補完的保護対象者の認定に関すること（審判課の所掌に属するものを除く。）。	四　難民の認定に関すること（審判課の所掌に属するものを除く。）。
３　［略］	３　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、令和五年十二月一日から施行する。